

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、措置の対象となる感染症の類型について見直しを行い、緊急時における国の指示に関する事項等を定めるとともに、感染症を人に感染させるおそれがある動物等について輸入の届出の措置等を講ずる等の措置を講じ、併せて検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者について健康状態の報告等を求める等の措置を講ずることとする。

第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

一 獣医師等の責務

- 1 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない」ととする」と。(第五条の二第一項関係)
- 2 動物等取扱業者は、動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防

に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととすること。（第五条の二第二項関係）

二 感染症の類型

1 一類感染症に重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）及び痘そうを追加するものとすること。（第六条第二項関係）

2 E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものを「四類感染症」として、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、ウイルス肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトス・ポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻疹、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染症の疾病（四類感染症を除く。）であつて、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものを「五類感染症」として定めることとしたこと。（第六条第五項及び第六項関係）

3 感染症の類型の改正に伴い、医師及び獣医師の届出等について所要の改正を行うこと。（第十二条）

第一項第一号、第十三条、第二十七条、第二十八条、第二十九条及び第三十五条関係）

三 基本指針及び予防計画

厚生労働大臣の定める基本指針及び都道府県知事の定める予防計画について、緊急時における感染症の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策等に関する事項を定めるものとすること。（第九条及び第十条関係）

四 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

1 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができるものとすること。（第十五条第一項関係）

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認め

るときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができるものとすること。（第十五条第二項関係）

3 都道府県知事は、1を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に感染症の治療の方法の研究、感染症の病原体の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行つている機関の職員の派遣その他1による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができるものとすること。（第十五条第六項関係）

五 検疫所長との連携

1 都道府県知事は、第三の二の2による検疫所長からの健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項の通知を受けたときは、当該都道府県の職員に、当該健康状態に異状を生じた者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができるものとすること。

（第十五条の二第一項関係）

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、1により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならないこととすること。（第十五条の二第二項関係）

六 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等

都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県の職員に感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除及び物件の消毒、廃棄その他必要な措置を実施させることができるものとする（第二十七条から第二十九条関係）。

七 厚生労働大臣の指示

1 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、新感染症について都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができるものとすること。（第五十一条の二第一項関係）

2 厚生労働大臣は、1により都道府県知事に対して指示をしようとするときは、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないこと。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見

を聽くいとまがないときは、この限りでないものとし、その場合には、厚生労働大臣は、速やかに、
その指示した措置について厚生科学審議会に報告しなければならない」とすること。（第五十一条
の一（第二項及び第三項関係）

八 輸入届出

動物（指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定
めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定める
もの（以下「届出動物等」という。）を輸入しようとすると者は、厚生労働省令で定めるところにより、
当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出
しなければならないこととする。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果
、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかるいない旨又はかかるている疑いがない旨そ
の他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添
付しなければならないこととすること。（第五十六条の一（二）関係）

九 罰則

五の1による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は五の1による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者を罰するほか、その他必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うこと。（第六十七条から第七十条関係）

第三 検疫法の一部改正

一 検疫感染症

検疫感染症として、新たに国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるものを追加することとする。

（第二条関係）

二 仮検疫済証の交付

- 1 仮検疫済証が交付された場合において、検疫所長は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、旅券の呈示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、一定の期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わ

せることができるものとする」と。 (第十八条第二項関係)

2 検疫所長は、1による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対し、保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他検疫感染症の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならないこととする。 (第十八条第三項関係)

三 新感染症に係る措置

厚生労働大臣は、外国に新感染症が発生した場合において、当該新感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかるていると疑われる者に対する診察を行わせることができるものとする。この場合において、検疫所長は、検疫官をして当該診察を行わせることができるものとする。 (第三十四条の二第一項関係)

四 罰則

二の1による旅券の呈示をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者を罰するほか、その他必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うこと。

(第三十五条から第三十九条関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとすること。ただし、第二の八及びその罰則に関する改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととする。 （附則第二条から附則第九条関係）